

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要とするなど、特別の負担を軽減する一助として、在宅の重度障害児者に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。原則として障害児福祉手当・特別障害者手当認定診断書により認定します。以下、その制度について紹介します。

支給対象者	障害児福祉手当	<p>精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする(日常生活、身の回りのことに介護を必要とする方)20歳未満の在宅の障害児で、福祉保健所で認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。</p> <p>※3歳未満の知的障害児からの申請に関しては、正確な判定が難しいので却下となることがあります。却下になった場合は、3歳以上になった時再申請できます。3歳未満で申請するか、3歳以上で申請するか検討した上で申請することをおすすめします。 障害程度目安 身障手帳1, 2級 精神保健福祉手帳1, 2級(3級まで可能性はあります) 療育手帳 全等級(A1,A2,B1,B2)</p>
	特別障害者手当	<p>精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする(日常生活、身の回りのことに介護を必要とする方)20歳以上の在宅の障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合。</p> <p>障害程度目安 身障手帳1, 2級 精神保健福祉手帳1, 2級 療育手帳 A1,A2</p>
支給制限	<p>手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。</p>	
手当額	障害児福祉手当	月額 14,280円(平成24年4月現在。)
	特別障害者手当	月額 26,260円(平成24年4月現在。)
支給	<p>毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。</p>	
申請手続き	<p>認定請求書、所得状況届、所得証明書、住民票謄本の写し、認定診断書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害者福祉の窓口へ提出して下さい。なお、認定請求書などは役場又は中部福祉保健所地域福祉班にあります。申請に関する事など、ご不明な点は町村役場の障害者福祉の窓口又は、中部福祉保健所までお問い合わせ下さい。</p> <p>嘉手納町役場 福祉課 障害福祉係 電話番号 098-956-1111 沖縄県中部福祉保健所地域福祉班 電話番号 098-938-9886</p>	
備考	<p>現在、障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当受給中の方は平成24年4月分より手当額が以下のとおり変更となりますので、ご了承下さい。 平成23年の全国消費者物価指数の実績値が対前年比で0.3%下落した結果「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例による法律」(平成17年度法律第9号)の規定による変更です。</p> <p>障害児福祉手当 14,330円 → 14,280円 特別障害者手当 26,340円 → 26,260円 経過的福祉手当 14,330円 → 14,280円</p>	